

令和2年1月17日

中小企業政策審議会
会長 三村 明夫 殿

中小企業政策審議会
中小企業経営支援分科会長 沼上 幹

付託の報告について

令和元年12月17日付け中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会に対してなされた付託「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定に基づく振興基準に係る諮問」について、令和2年1月17日に中小企業経営支援分科会として議決しましたので報告します。

また、本議決をもって中小企業政策審議会の議決としたいので、中小企業政策審議会運営規程第10条に基づき同意を求めます。

下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準（平成30年12月28日 20181221中第2号） 新旧対照表

改正後	改正前
前文 [略] 本基準は、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項に基づき、親事業者と下請事業者 <u>双方が適正な利益を得てサプライチェーン全体の競争力向上につなげていく</u> 共存共栄の関係を築くこと <u>を目指し、下請取引における下請事業者の事業運営の方向性や親事業者が行う発注等の在り方を示すとともに、同法の目的を達成するために行う主務大臣又は関係行政機関の長の指導及び助言の根拠等となる考え方を示す</u> ことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。 [略] 第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項 [略] 5) 情報化への積極的対応 (1) 下請事業者は、管理能力の向上、事務量軽減、事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上 <u>のため、必要なセキュリティ対策と合わせて、次の事項に積極的に対応していくものとする。</u> ① <u>情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善（業務のデジタル化推進を含む）</u> ② <u>中小企業共通EDI（電子データ交換）などによる電子受発注</u> ③ <u>電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権、全銀EDIシステムなどの活用）</u> (2) 親事業者は、<u>前号の下請事業者による取組の支援のため、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータやソフトウェア、データベースの提供、オペレータの研修、セキ</u>	前文 [略] 本基準は、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項に基づき、親事業者と下請事業者が共存共栄の関係を築くこと <u>ができるような、あるべき取引の在り方を示すとともに、下請事業者が払うべき努力の方向性や、これに対して親事業者が行うべき協力</u> の在り方を示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。 [略] 第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項 [略] 5) 情報化への積極的対応 (1) 下請事業者は、管理能力の向上、事務量軽減、事務の迅速化等のため、<u>情報関連機器の導入に努めるとともに、電子受発注、インターネットバンキング、電子記録債権等に対しても、その効果等を十分検討の上、積極的に対応していくものとする。</u> (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータやソフトウェア、データベースの提供、オペレータの研修、<u>電子記録債権の導入</u> 等の協力を行うものとする。

改正後	改正前
<u>ユリティ対策の助言・支援及び国・地方自治体による情報化支援策の情報提供等の協力を行うものとする。また、サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から、次号の配慮を行いつつ、電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけていくとともに、自らも共通化された電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムへの接続に努めるものとする。</u> (3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。 ① <u>下請事業者に対し、電子受発注等を導入する効果、コスト負担等の説明を十分に行うこと。</u> ② 電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。 ③ 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。 ④ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。 ⑤ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。 ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないよう、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。 ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 [略]	(3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。 [新設] ① 電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。 ② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。 ③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。 ④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。 ⑤ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないよう、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。 ⑥ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項 [略]

改正後	改正前
5) <u>型取引の適正化</u>（主に製品の製造委託等の場合にあつて、金型、樹脂型、木型などの型や治具を使用する取引） <u>親事業者及び下請事業者は、型取引の適正化のため、次の（１）から（３）のほか、「型取引の適正化について」（令和２年１月１７日 ２０２００１１０中第２号）に基づき、型取引を行うものとする。その際、型に係る取引条件の明確化のため、取り決め事項の書面化を進める参考例として示している同通達附属資料「型の取扱いに関する覚書」を活用するものとする。</u> <u>また、国及び業界団体等は、実態把握やフォローアップ調査を行い、親事業者及び下請事業者がサプライチェーン全体で行う型取引の適正化の取組を推進していくものとする。</u> <u>（１）取引内容別に実施する型取引の適正化の取組</u> <u>親事業者及び下請事業者は、型取引の内容に応じて類型化した次のアからウの取引のうち、ア及びイの取引について、次表に基づき、型取引を行うものとする。なお、ウの取引にあつては、親事業者は、下請事業者に対し、型に対する指示や廃棄に関する制限等を行わないものとする。</u> <u>ア 型のみ又は製品と型の双方を取引対象（請負等）とする取引</u> <u>イ 取引の対象は部品であるものの、型についても、部品に付随する取引として型製作相当費の支払いや製作・保管等の事実上の指示を行う取引</u> <u>ウ 親事業者が、型そのものを取引対象としないで、かつ、型に関して、型製作相当費の支払いや製作・保管等の指示を全く行わず、下請事業者の判断で型管理を行う取引</u>	5) <u>型の保管・管理の改善、型・治具の代金支払の改善</u>（主に製品の製造委託等の場合にあつて、金型、樹脂型、木型、<u>プラスチック型</u>などの型や治具を使用する <u>下請</u>取引） [新設] <u>（１）親事業者は、下請事業者と次の事項について十分に協議した上で、生産に着手するまでに双方が合意するよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議するものとする。そのため、あらかじめ協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。</u> <u>① 型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間（いわゆる「量産期間」）</u> <u>② 量産期間の後に型の保管義務が生じる期間</u> <u>③ 量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担</u> <u>④ 再度型を製造する必要が生じた場合の費用負担</u> <u>⑤ 試作型（追加発注分を含む）である場合にはその保管期間や保管費用の負担</u>

事項	類型	
	ア	イ
事前協議・書面化	親事業者及び下請事業者双方で、協議の上、型の所有権の所在、量産期間、型代金又は型製作相当費に関する事項（支払方法、支払期日等）、型の保守・メンテナンス、廃棄等、取扱い及び費用の内容について、書面化を行うものとする。	
型代金又	親事業者及び下請事業者双方で、支払方法及び具体的に特	

改正後			改正前
は型製作 相当費の 支払方法 及び支払 時期	定できる支払期日を事前に協議して定めるものとする。 親事業者は、遅くとも型の引き渡しまでに一括払いなどの方法により型代金を支払うことに努めるものとする。 また、資金繰りに課題のある下請事業者に対しては、契約時に「着手金」と称して型代金の一部や下請事業者が外部調達に要する金額相当分を前払いするなど、製作工程に合わせて早期に払うことに努めるものとする。 なお、親事業者が実施する型又は製品の検収については、検収内容、検収期間、可否の扱い等を書面化して下請事業者と共有し、検収期間の短縮化の取組に努めるものとする。	親事業者は、資金繰りに課題のある下請事業者に対しては、一括払いや更に「着手金」と称した前払いなど、製作工程に合わせて早期に払うことに努めるものとする。	
不要な型 の廃棄の 推進	親事業者は、自ら所有する型が不要になれば廃棄しなければならず、事前に定めた型の取扱いに従い、廃番となった製品の型については、下請事業者に廃棄指示を行い、廃棄に要する費用を支払うものとする。 親事業者は、下請事業者と製品の廃番通知等の情報共有を徹底し、下請事業者は、保管する型と製品の関連付けを整理し型台帳の整備や保管場所の整理を行うものとする。	親事業者は、下請事業者が所有する型について、事前に型の廃棄に係る取扱いを協議して定めた上、事実上、下請事業者に型を保管させたときは、下請事業者から廃棄申請等があれば、速やかに型の廃棄の可否を決定して書面で通知するものとする。	

改正後		改正前
型の保管に要する費用の支払い	親事業者は、量産終了後、引き続き下請事業者に型を保管させる場合は、型の保管に要する費用（土地・建物費、メンテナンス費、労務費等）を下請事業者に支払うものとする。 また、親事業者は、型を廃棄するに当たり、製品の残置生産の指示を行う場合には、必要な費用を下請事業者を支払うものとする（製品代金、製品の保管費用等）。	
備考	親事業者は、下請事業者との型を用いた取引について、自らに有利となるよう一方的に、特定の種類の取引として取り決めるを行うことのないよう十分に留意して取引を行うものとする。	
（２）各類型共通で実施する型取引の適正化の取組 ①型の廃棄・返却、保管に関する諸手続き 親事業者及び下請事業者は、型管理の適正化のため、次のイからハの手続きを行うものとする。その際、各産業によって、部品のバリエーションや補給期間の長短など大きく特性が異なるため、実効的な取組とするために、当該実態に即していくことが重要であることに留意する。なお、下記における「量産終了」には、量産終了に類似する状況（生産量が中長期的に継続して一定程度以上減少する場合など）も含むものとする。 イ．親事業者は、下請事業者に対し、量産期間から補給期間への移行が明確となるよう量産終了に係る連絡を遅滞なく行うものとする。 ロ．親事業者及び下請事業者は、型の廃棄・保管に関する諸条件の明確化と定期的な協議・連絡を行うものとする ハ．量産終了から一定年数経過した場合には、親事業者及び下請事業者は、廃棄を前提にした型の取扱いの協議を行うものとする。 ②サプライチェーン全体への取組の浸透 親事業者は、下請事業者に対して自らの型取引の適正化の取組を行うとともに、自らの取組の効果をサプライチェーンの末端まで浸透させるため、下請事業者に対し、取引先に対して型取引の適正化に取り組むよう働きかけを行うものとする。 サプライチェーン各層の企業は、それぞれ不要な型の廃棄など型取		（２）親事業者は、前項の量産期間の後、補給品や補修用の部品の支給等のために型保管を下請事業者に求める場合には、下請事業者と十分に協議した上で、双方合意の上で、次の事項について定めるものとする。なお、十分な協議ができるよう、あらかじめ、協議方法を作成・整備し、下請事業者に共有するものとする。 ① 下請事業者に型の保管を求める場合の保管費用の負担 ② 型の保管義務が生じる期間 ③ 型保管の期間中又は期間終了後の型の返却又は廃棄についての基準や申請方法（責任者、窓口、その他手続等） ④ 型保管の期間中に、生産に要する型のメンテナンスや改修・改造が発生した場合の費用負担 ⑤ 再度型を製造する必要が生じた場合の費用負担

改正後	改正前
<u>引の合理化を図るものとする。</u> <u>③知的財産・ノウハウの保護</u> <u>イ. 下請事業者の意図せざる型の図面やデータ流出の防止のため、親事業者及び下請事業者は、秘密保持契約を含めた型の図面やデータに関する取り決めを書面化するものとする。</u> <u>ロ. 親事業者が、下請事業者の型の図面やデータを利用する場合には、下請事業者に対して、型の製作技術・ノウハウに対する対価を支払うものとする。</u> <u>(3) 親事業者は、下請法に関する運用基準において記載されている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底するものとする。</u> [削る] [削る] [削る] [削る] [削る]	<u>(3) 親事業者は、量産ではない製品の製造を行う場合についても同様に、製品の製造の完了前においては第1号の内容に、製品の製造の完了後においては第2号の内容に取り組むものとする。</u> <u>(4) 第2号及び第3号の協議を行うに当たっては、型の所有権の所在にかかわらず、親事業者の事情により下請事業者にその保管を求めている場合には、必要な費用は親事業者が負担するものとする。</u> <u>(5) 親事業者は、下請法に関する運用基準において記載されている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底するものとする。</u> <u>(6) 川下（最終製品等の製造）に位置する親事業者は、直接の取引先である下請事業者の型の保管・管理の問題のみならず、さらにその先の川上に位置する下請事業者の型の保管・管理への影響に鑑みて、製造終了や型保管の期間の目処に関する情報を積極的に伝達するものとする。</u> <u>(7) 型の保管・管理に関わる事業者は、第1号から第6号までに定めるものの他、「未来志向型・型管理に向けたアクションプラン」（平成29年7月24日公表）等に基づき、適正な管理、廃業を行うなど、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。</u> <u>(8) 型・治具の代金について、親事業者は、当該型・治具の製造を委託し、それを受領した場合には、受領した日から起算して60日以内に全額を支払うものとする。</u>

改正後	改正前
[略] 第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項 [略] 4) 自然現象による災害等への対応に係る留意点 (1) 自然現象による災害等への備えに係る留意点 親事業者と下請事業者は、自然災害による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、<u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）等の制度も活用しつつ、連携して事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。</u> 第7・第8 [略] 附 則 <u>（平成30年12月28日付け20181221中第2号）</u> 1. この基準は、平成30年12月28日から施行する。 2. 平成28年12月14日付け20161209中第1号は廃止する。 <u>附 則（令和2年〇月〇日付け（文書番号））</u> <u>この基準は、令和2年〇月〇日から施行する。</u>	<u>また、親事業者は製品の製造を委託し、下請事業者が製造した（又は型等のメーカーに再委託して受領した）型・治具が他に納入されず、下請事業者のもとに留まる場合には、親事業者は、下請事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法等を決定するものとし、下請事業者が、専ら親事業者に納品する製品の製造のためだけに使用される当該型・治具の代金について一括払いを要望したときには、可能な限り速やかに支払うよう努めるものとする。</u> [略] 第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項 [略] 4) 自然現象による災害等への対応に係る留意点 (1) 自然現象による災害等への備えに係る留意点 親事業者と下請事業者は、自然災害による災害等（以下「天災等」という。）の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、連携して事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定や事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。 第7・第8 [略] 附 則 1. この基準は、平成30年12月28日から施行する。 2. 平成28年12月14日付け20161209中第1号は廃止する。 [新設]